

介護施設等開設準備特別対策事業費補助金交付要綱

平成21年11月24日
砥部町告示第108号

(目的)

第1条 この告示は、介護施設等開設準備特別対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めて民間事業者が行う介護施設等開設準備特別対策事業に要する経費に対し、町が予算の範囲内で補助金を交付することにより、特別養護老人ホーム等における質の高いサービス提供体制の整備を推進すること及び特別養護老人ホーム等の整備促進を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、介護施設等開設準備特別対策事業実施要綱（平成21年砥部町告示第107号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施される事業に要する経費のうち、実施要綱第7条に基づき算出した額が、予算の範囲内となるよう調整した額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 民間事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、介護施設等開設準備特別対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

2 民間事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、介護施設等開設準備特別対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の変更承認申請)

第5条 第4条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容（軽微な変更を除く）の変更をしようとするときは、あらかじめ介護施設等開設準備特別対策事業変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ介護施設等開設準備特別対策事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延)

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合には、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

(補助事業に関する報告)

第8条 補助事業者は、事業の進捗状況について、別に定めるところにより町長に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後1ヵ月以内又は該当年度の3月末日のいずれか早い日までに、介護施設等開設準備特別対策事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書の規定により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額し

ないで交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第3条第2項ただし書の規定により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額しないで交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を介護施設等開設準備特別対策事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 町長は、前条の実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者介護施設等開設準備特別対策事業費補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、介護施設等開設準備特別対策事業費補助金精算払請求書（様式第8号）を、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 町長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

- 2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、介護施設等開設準備特別対策事業費補助金概算払請求書（様式第9号）に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第15条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

（交付決定の取消し等）

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は決定額を変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 実施要綱及びこの告示に違反したとき。
- (2) この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 正当な理由なく補助事業が予定の期間内に終了しないとき。
- (4) 補助事業の実施について、不正の行為があったとき。
- (5) その他適正な補助事業の執行が見込めないと判断したとき。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年11月24日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年度 介護施設等開設準備特別対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

砥部町長 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 印

介護施設等開設準備特別対策事業を下記のとおり実施したいので、介護施設等開設準備特別対策事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|------------|-----------|
| 1 事業計画書 | 別紙(1)のとおり |
| 2 申請額算出内訳書 | 別紙(2)のとおり |
| 3 収支予算書 | 別紙(3)のとおり |

（注）

- 1 第 3 条第 2 項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙「施設開設準備等特別対策事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

別紙(1) (様式 1 号関係)

事業計画書

1 施設開設準備経費助成事業

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種別

(3) 設置主体及び経営主体名

(4) 入所（利用）定員

(5) 施設開設計画

ア 開設予定年月日

イ 施設整備の状況

・工事着工（予定）年月日

・完成（予定）年月日

(添付資料) 位置図 等

(注)

- 1 市町補助事業等で実施箇所が複数ある場合は、本様式には「(別紙のとおり)」と記載し、それぞれの項目を記載した一覧表を添付すること。

別紙(3) (様式第1号関係)

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
計		

(注) 補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
計		

(注) 補助対象として支出予定の科目ごとに記載すること。

様式第3号（第5条関係）

年度 介護施設等開設準備特別対策事業変更承認申請書

年 月 日

砥部町長 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった標記事業を、下記のとおり変更したいので、介護施設等開設準備特別対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、その承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円也
変更承認申請額	金	円也
差引増減額	金	円也
- 4 事業計画書 別紙(1)のとおり
- 5 申請額算出内訳書 別紙(2)のとおり
- 6 収支予算書 別紙(3)のとおり

(注)

- 1 4～6は様式1号に準ずるものとし、変更前、変更後が分かるように作成すること

様式第4号（第6条関係）

年度 介護施設等開設準備特別対策事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日

砥部町長 様

住所

事業主体名
代表者職氏名

印

年 月 日 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を中止(廃止)したいので、介護施設等開設準備特別対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

- 1 事業中止(廃止)の理由
- 2 中止の期間(廃止の時期)

様式第 5 号（第 9 条関係）

年度 介護施設等開設準備特別対策事業実績報告書

年 月 日

砥部町長 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった標記
事業にかかる事業実績について、介護施設等開設準備特別対策事業費補助金交付要綱第 9 条
の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の実績 別紙(1)のとおり
- 2 精算額内訳書 別紙(2)のとおり
- 3 収支決算書 別紙(3)のとおり

(注)

- 1 第 9 条第 2 項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告する
場合には、別紙「介護施設等開設準備特別対策事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相
当額集計表」を添付すること。

別紙(1) (様式4号関係)

事業実績報告書

1 施設開設準備経費助成事業

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種別

(3) 設置主体及び経営主体名

(4) 入所(利用)定員

(5) 施設開設計画

ア 開設年月日

イ 施設整備の状況

・工事着工年月日

・完成年月日

(注)

- 1 市町補助事業等で実施箇所が複数ある場合は、本様式には「(別紙のとおり)」と記載し、それぞれの項目を記載した一覧表を添付すること。

別紙 3 (様式第 1 号関係)

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決 算 額 (円)	摘 要
計		

(注) 補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

区 分	決 算 額 (円)	摘 要
計		

(注) 補助対象として支出した科目ごとに記載すること。

様式第 6 号（第 9 条関係）

年度 介護施設等開設準備特別対策事業費補助金
仕入れに係る消費税等相当額報告書

砥部町長

様

年 月 日

住所

事業主体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった
年度介護施設等開設準備特別対策事業費補助金について、介護施設等開設準備特別対策事
業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第 9 条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円也

(注)事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第 8 号（第 11 条関係）

年度 介護施設等開設準備特別対策事業費補助金精算払請求書

砥部町長

様

年 月 日

住所
事業主体名
代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、介護施設等開設準備特別対策事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金

円也

内訳	交付決定通知額	金
	概算払受領済額	金
	今回請求額	金

円也
円也
円也

様式第9号（第13条第2項関係）

年度 介護施設等開設準備特別対策事業費補助金概算払請求書

砥部町長

様

年 月 日

住所
事業主体名
代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 標記補助金について、介護施設等開設準備特別対策事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

	一金	円也
内訳	交付決定通知額 金	円也
	概算払受領済額 金	円也
	今回請求額 金	円也
	残 額 金	円也

（注） 概算払が必要となる理由を記載した書面を添付すること。

別紙（第 3 条、9 条関係）

介護施設等開設準備特別対策事業費補助金に係る
仕入に係る消費税等相当額集計表

[単位 円]

事業実施 主体名	仕入に係る消費税額と当該金 額に地方消費税率を乗じて得た 金額との合計 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費 税等相当額 (A×B)	備考

(注)

- 第 3 条第 2 項及び第 9 条第 2 項により、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、事業実施主体ごとに内訳を記載すること。
- 「仕入に係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 「仕入に係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。